

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>コロナ等の影響により赤字補填資金を調達した中小企業等に対し、金融機関が「経営改善や事業再生支援等」を行っていくためには、官民金融機関が連携・協調しながら、的確な「資金繰り支援」を一体的に行って初めて有効になる、という点を前提に監督・指導に当たっていただきたい。</p>	<p>当庁としても、中小企業の経営改善や事業再生支援等を行うためには、資金繰りが安定していることが重要であると考えており、頂いたご意見は今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>金融機関に対して機械的・画一的でなく、各々の規模や特性、事業基盤等を踏まえた上での監督が行われるようお願いいたします。</p>	<p>当庁では、監督指針の運用に当たっては、各金融機関の規模・特性等を十分に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう留意して対応しています。今回の監督指針改正事項も同様の取扱いとなります。</p>
3	<p>金融機関の本部・営業店が事業者支援に専念できるよう、当局として、新たに計数報告・アンケート調査等を実施することや、金融機関に新たに規程・マニュアル整備等を求めること等の対応は行わないようお願いいたします。</p>	<p>金融行政を適切に遂行する上で、金融機関における事業者支援等の取組状況を把握する必要があると認められる場合には、新たに計数報告やアンケート調査等を実施する場合があります。ただし、そのような場合には、予め金融機関からの意見を十分に踏まえ、必要最小限のものとなるよう留意します。また、規程・マニュアル等の整備を求めることは、金融機関における創意工夫を阻害し、機械的・画一的な対応に繋がりがねないため、当庁としてそのような対応を取ることについては慎重であるべきと考えます。</p>
4	<p>私的整理に於ける対象債権者全ての合意が大きな障害になっているが、斯かるルールをガイドラインの改訂に盛り込むのか。</p>	<p>中小企業の事業再生等に関するガイドラインについては、一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」が作成したものであり、改定内容や是非について当庁から回答することは困難です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>金融機関がソリューションを提供する等の支援を行う「対象企業」の選別については、「地域経済の回復・成長に貢献する」案件であるかどうかを、地域金融機関の個別の判断により選別することは当然予定されているという理解でよいか。また、同様に、経済・企業の新陳代謝や適切な市場からの退出は必要かつ望ましいものであることから、「顧客企業の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等」が常に求められるものではなく、「地域経済の回復・成長に貢献する」案件であるかどうかを、地域金融機関の個別の判断により選別することは当然予定されているという理解でよいか。</p>	<p>支援先企業の選定については、各金融機関の経営判断に属する事項と考えております。</p>
6	<p>債務超過に陥っているが地域にとって潰せないような企業の承継については、メインバンクのみならず行政の関係者も含めて真摯にご相談させていただきたい。</p>	<p>事業承継を含む支援の実施にあたっては、金融機関のみならず、必要に応じて行政を含む地域の関係者がしっかりと連携していくことが重要であると考えます。</p>
7	<p>「最適なソリューションの提案」も重要であるが、顧客企業の様々な悩み・変化に気付くことの重要性を明確に位置付けることが必要ではないか。</p>	<p>こういった課題に対応する監督上の着眼点として、「営業店が顧客企業との日常的・継続的な関係を通じて把握した経営状況・経営課題（有事への予兆を含む）等について、本部と当該内容を共有し、必要に応じて営業店と本部が一体となって実効性ある支援に取り組むなど、適切な役割分担のもとで、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを提供するための態勢整備に努めているか。」「顧客企業の有事への変化の予兆を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促すための態勢整備に努めているか」といった記載を追加しています。</p>
8	<p>なぜ、地域金融機関が「地域産業の下支え」の役割を担わなければならないか、それを金融当局から監督されなければならないのか。銀行法1条の「信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため」という銀行法の目的を超えた、銀行の監督は許されないのではないか。</p>	<p>我が国金融システムの信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るためには、金融機関において持続可能なビジネスモデルが構築されていることが重要です。地域金融機関においては、事業基盤とする地域の産業や事業者を支援し、その地域の経済を支えることが、地域金融機関</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>にとっての中長期的な収益の確保や成長につながり、持続可能なビジネスモデルの確保に資すると考えます。</p>
9	<p>地域産業の下支えと面的再生の定義如何。</p>	<p>「地域産業の下支え」は、地域経済にとって、必要不可欠な企業や企業群の支援を行うこと、「面的再生」は地域一体を面的に事業再生を行うことを指しております。</p>
10	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ－４－１、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－４－１「先延ばしすることなく」という記載の追加により、金融機関は、「顧客企業の経営改善等」について、「様子見」は一切許されなくなるというわけではないということか。当該記載は、金融機関の担当者に対して、「先延ばし」にして当該企業の担当を外れれば足りるというマインドであってはならないという理解でよいか。</p>	<p>業況悪化の未然防止や早期改善等の観点から、顧客企業の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を事業者に促すことが求められるとともに、取り得るソリューションが多いうちから、顧客企業の経営者の目線に立って丁寧に対話し、その経営判断をサポートすることが求められます。</p>
11	<p>メイン金融機関の指導力低下、金融機関そのものの体力低下（含、今後の低下懸念）、ゼロゼロ融資を中心とした小口融資先の増加により、金融機関自らが先延ばししている事実がある。</p>	<p>貴重なご意見として今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－１（２）１行目と５行目の「位置づけ」は「位置付け」のほうがよいのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。</p>
13	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－１（２）４行目「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の法律番号を記載したほうがよいのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1 4	金融機関の営業職員の経営改善支援能力の育成において、外部専門家・外部機関等との連携・協働・研修制度の活用は限界が来ているのではないか。	貴重なご意見として今後の金融行政の参考とさせていただきます。
1 5	貸付残高が少ない顧客企業や、保全されている債権の割合が高い顧客企業、信用保証協会の保証付き融資の割合が高い顧客企業に対しても、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて早めに他の金融機関や信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に取り組んでいく」とあるが、金融機関の現場を理解していないのではないか。このような顧客企業は制度として、金融機関の管理負荷を下げることで、「一歩先を見据えた早め早めの対応」ができるのではないか。	金融機関の管理負担の軽減を図る観点からも、そのような事業者に関して「自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて他の金融機関や信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等取り組む」との記載を追加するものです。
1 6	主要行等向け監督指針Ⅲ－５－１（１）、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－２－１「予兆管理」と「有事」は中小企業の事業再生等に関するガイドラインで定義されたものか。	予兆管理と有事の記載については貴見のとおりです。
1 7	「今後、顧客企業を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能なソリューションについても積極的に情報提供を行う等、顧客企業の状況の変化の兆候を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促す」との記載が追加されたが、顧客企業に対して「早め早めの対応を促す」うえで効果的であると金融機関が判断する場合に当該情報提供等を行うという理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
18	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ－５－１（２）（参考）、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－２－１（２）（参考）「事業再生や業種転換が必要な顧客企業」で再生系サービスの活用が追記されているが、発表できる事例をお示してください。</p>	<p>再生系サービス等を活用した事業再生の事例については、今後当庁においても把握してまいります。</p>
19	<p>経営改善支援等の案件では、後継者候補者の有無や知的資産を含む経営資源の承継等も重要な課題の一つになるため、事業承継・引継ぎ支援センター・知財総合支援窓口についても、主要行等向け監督指針Ⅲ－５－１（２）（参考）、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－２－１（２）（参考）顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューションに追記すべきではないか。</p>	<p>頂いた意見を踏まえ、「事業承継・引継ぎ支援センター」「知財総合支援窓口」を追記いたしました。</p>
20	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ－５－１（３）・Ⅲ－５－２（８）、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－２－１（３）・Ⅱ－５－３（１０）の「優越的地位の濫用」とは、どのような場面を想定しているか。何を意味するのかを明示的に記載することができないか。</p>	<p>「優越的地位の濫用」について、例えば銀行法第十三条の三第四号には禁止行為として、「顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為」が記載されております。なお、その判断については個々の事象により異なることから、当庁においてそれらを明示することは不適當であると考えております。</p>
21	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ－５－１（３）、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－２－１（３）①「基本的な経営改善の計画」は、例えば「挑戦する中小企業応援パッケージ」で示された「早期経営改善計画策定支援」（ポストコロナ持続的発展計画事業）の民間金融機関による支援を補助対象とする措置に該当するか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
2 2	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ－５－１（３）①、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－２－１（３）①「顧客企業が自力で経営再建計画を策定できないやむを得ない理由があると判断される場合」を「顧客企業が自力で経営再建計画を策定できない場合」と修正した意図は何か。経営再建計画の策定は顧客企業が自力で行うことが望ましい点に変わりはなく、顧客企業が計画策定を真剣に検討していることが、支援の前提であると理解している。したがって、当該記載が削除されたとしても、従来同様、金融機関が支援を行うに当たっては、顧客企業において自力で経営再建計画を策定できない妥当な理由があることが前提であるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、経営改善計画の策定は顧客企業が自力で行うことが望ましい点に変わりはありませんが、顧客企業が計画策定を真剣に検討しているにもかかわらず、能力や知識不足等によって、策定が難しい場合が想定されます。そのような場合において、金融機関による積極的な支援が求められると考えております。</p>
2 3	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ－５－１（３）①、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－２－１（３）① 「積極的な関与が有効であると考えられる場合」とは、顧客企業の自力のみでは計画内容が不十分である場合に、金融機関が関与することで、より顧客企業の経営改善に寄与する計画が策定できる場合を指すという理解でよいか。また、「有効」か否かの判断は金融機関に委ねられるものという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2 4	<p>主要行等向け監督指針Ⅲ－５－１（３）③、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ－５－２－１（３）③ 「自身が主たる取引金融機関である顧客企業」だけではなく、「貸付残高が少ない顧客企業や、保全されている債権の割合が高い顧客企業、信用保証協会の保証付き融資の割合が高い顧客企業に対しても」取引金融機関として支援していくべきという改正案の趣旨は理解する。従来から、そうした非メイン先企業に対しても、改正案に記載のとおり、「自身の経営資源の状況等を踏まえつつ」、メイン行等と連携し、取引地位に応じた対応を行っている場合、従来の取組みに変更を求めるものではないという理解でよいか。</p>	<p>従来からそのような対応を取られている金融機関においては、今回の改正により、これまでの対応に変更を求めるものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
25	<p>コロナ禍以降、支援を要する小規模事業者の多くで、借入は全てゼロゼロ融資等保証協会の保証つき債権である先が多くなっているため、主要行等向け監督指針Ⅲ-5-1(4)、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-5-2-1(4)「また」以降において、従前からの規程の並行融資先との連携について示されているが、ここに信用保証協会との連携も盛り込むことはできないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。</p>
26	<p>中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ-4-17-1「企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資(現物出資)した取引先」とあるが、「に」は、「が」ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。</p>
27	<p>概要紙に記載のある「プッシュ型で提供可能なソリューション」とはどのようなことを指すのか。また、企業再生ファンドに対してネガティブなイメージを抱く経営者も少なくはない。正しい理解を得られるサポートツールの整備が必要ではないか。</p>	<p>プッシュ型とは、金融機関自らが能動的に事業者に対してソリューションを提供していくことを指します。企業再生ファンドを含む、事業再生に関するサポートツールの整備については、頂いたご意見を踏まえ今後対応を検討してまいります。</p>